

A Comparative Study on the Elderly Offender in Australia and Japan

Takashi Furukawa

Otemon Gakuin University

Abstract

Australia's ageing population is 2.8 million people, 13% of 65 years and over in 2008. Offender's ageing is increasing too, because they are entering prison late in life, and growing old in prison (Grant 1999). Social rehabilitation of elderly offender is relatively difficult. But in Australia, the pension and housing secure the living minimum by social security, the ex-prisoner has kept their infrastructure of social living.

By contrast, this relation about the ex-prisoner disjoint with social security system in Japanese criminal system.

This paper discussed the relationship about social security, especially housing and pension, to social rehabilitation of elderly offender.

Key words : elderly offender, social security, deprivation of entitlement, housing, pension, care services

オーストラリアにおける高齢犯罪者と日本との比較

古 川 隆 司

追手門学院大学

1. 本論の目的

犯罪人口の高齢化は先進国の刑事政策において共通課題であり、その対策は急務となっている。その背景には人口高齢化があるだけでなく、penal populismといわれる厳罰化の傾向、高齢者をとりまく社会関係やかれらのおかれた社会状況との関連が指摘されている（城 2008；浜井 2009；古川 2009）。諸外国との比較が平成 20 年版犯罪白書で試みられているが、これは日本だけでなく各国に共通していると思われる¹⁾。

ところで、犯罪者の動向は、当然ながら各国の刑事政策および社会政策との関連からとらえることができる。筆者は、高齢犯罪者の動向と処遇を通して示される課題が刑事政策の課題を顕在化させると考えており（古川 2008 a）、社会政策や地域社会との関連から課題分析を進めることは、超高齢化社会における刑事罰のあり方を考える基礎となる。

本論は、オーストラリアにおける高齢犯罪者の動向と社会保障の関連について、日本との比較から検討・考察を試みたい。ドイツの刑法学者であるリスト（Liszt, F. E. v）は「社会政策は最良の刑事政策である」という。だとすれば、たとえば充実した高齢者ケアや無拠出型老齢年金などが整備されたオーストラリアの現状分析は、厚生労働省と法務省の連携により高齢犯罪者の対策が進む日本にとって参考となるであろう。管見の限りであるが、年金と住宅政策を中心にオーストラリアの社会保障制度を概括し、高齢犯罪者の動向との関連について考察した後、日本の犯罪者処遇および社会内処遇に関わる受給権を中心に社会保障との関係を検討してみたい。

2. オーストラリアの高齢化と社会保障の状況

(1) 人口の高齢化

オーストラリアの高齢化は 2008 年現在、65 歳以上の人口が 280 万、老齢人口比率は総人口の 13% である。これは日本に比べて低い水準で、しかも高齢化の伸び率もそれほど高く

1) 法務省法務総合研究所（2008）を参照のこと。日本犯罪学会（2008）では penal populism について特集を組み、ニュージーランド・米国・英国など各国の研究者が寄稿している。

ない。だが大都市圏を抱える地域とそれ以外では差が大きく、日本と同様に過疎－高齢化という傾向がみてとれる。

(2) 社会保障制度の概要

オーストラリアの社会保障制度は、その制度構成に旧宗主国である英国の影響があるものの、運営面では独自性があるとされる。その構成は、年金 (pension)・家族手当 (family aid) や生活保護 (special benefit) など所得保障、医療保障 (medicare)、高齢者ケア (aged care)、や障害者福祉・児童ケア (child care) および家庭支援などの社会福祉制度からなっている。この他、民間における被用者個人ごとの退職年金積立基金 (Superannuation) があるが、これら制度の運営面で特徴とされるのは、所得保障と医療保障が一般財源により運営されていること、医療・福祉サービスが国民を対象としていること、制度運営は連邦・州・地方自治体と民間団体 (営利・非営利セクター) それぞれが機能分担し、並列的にサービスが供給される点にあるとされる (厚生労働省 2008)。この他、医療保険制度の補完を行ってきた業務を 1976 年に独立、1998 年に非営利民間企業として民営化した公的民間保険会社 メディバンク・プライベート社があるほか、今後の高齢化に備えた将来基金が 2004 年に創設され連邦政府予算の黒字分が基金へ移転されるようになっている。近年は経済グローバル化の影響から海外からの投資を活用した運営が進められてきたが、2008 年以降は住宅ローンの破綻などが相次ぎ、金融政策の動向などを見極めつつ慎重な運営が進められている²⁾。

(3) 年金

公的年金制度は、高齢者のほか障害者対象の所得保障制度もあるが、ここでは高齢者に限定する。老齢年金 (the Aged Pension) は、1908 年に創設された世界初の無拠出老齢年金制度で、一定の受給要件を満たす退職者に平均賃金の 25～40% の受給水準で給付される。受給開始年齢は、男性は 65 歳以上・女性は 63 歳以上であるが、引き上げが進められ、女性は 2013 年には男性と同じ 65 歳以上、また 2023 年には男女とも 67 歳以上へ引き上げられることとされた (2009 年 5 月現在)。

受給要件は、10 年以上継続してオーストラリアに居住していること³⁾、所得・資産および

2) 2007 年末以降、米国のサブプライムローン破綻に端を発した金融市場の混乱は、オーストラリアの住宅ローンにも影響をもたらしている。ABS (2009) では住宅ローン負債について増加傾向にあることを分析しているが、世帯主が 65 歳以上の世帯でも 40% 近くが個人名義でない住宅であり、年収 600 豪ドル未満の世帯で負債が膨らんでいる傾向であるという。本論と直接関連しないが、居住環境に関わる要素として 40・50 歳代の世帯主を中心に貧困へ陥りかねない状況が次世代の高齢犯罪者の増加に関係してくるのではないかと推察される。

3) 継続でないが居住期間の合計が 10 年以上の場合は 5 年以上の継続居住期間があることが受給資格の要件である。

住居の状況や配偶者の有無などについての調査を受けることとされる。2006年6月現在、全国で65.5%の高齢者がこの老齢年金を受給している。

(4) 居住

オーストラリアでは連邦政府により、民間住宅に入居する低所得層へ家賃補助が行われる形で居住保障が行われている。また年金制度における光熱費加算を加えることもできる。2006年現在、65歳以上の94%が自宅、残り6%が自宅以外の施設で生活している。要介護状態となった場合、1980年代まではナースিংホームへ入居するケースが多かったが財政負担からコミュニティケアへ誘導する政策が採られ、かかりつけ医（GP）を中心とする医療介護サービスの整備が進んで在宅で生活するケースが増えている。

世帯構成をみると、単独世帯の増加は著しい。とくに65～74歳では男性で15%以上、女性で25%以上が、75歳以上だと男性で20%、女性では55%が単独世帯となっている（ABS 2005）。FloodはHILDA（House, Income and Labour Dynamics in Australia）による調査をもとに単独世帯の状況を分析した。彼によれば、パーソナルサポートや友人の有無について、女性では35～54歳でいったん下がるものの55歳以上で再び上昇し65歳以上になると再び下がる。男性は15～19歳から40歳台で最も低くなり、その後年齢を追うごとに上昇する傾向が描かれる。これについてFloodは、オーストラリア人の孤独の状況を考察しているが、30・40歳台の単独世帯がおかれている状況に注目し、賃労働や他者からのケアとの関連について考察している（Flood 2005）。

とすれば、高齢者がおかれた状況は、医療・介護サービスだけでなく多くを占める単独世帯の社会関係にも関連してくる。いいかえれば、近隣や社会的なつきあいの程度が在宅の高齢者の生活を維持させているといつてよい。

3. 高齢犯罪者の状況と社会保障との関連

(1) 高齢犯罪者の概略

オーストラリアでも高齢犯罪者に対する研究は緒についたところで、先行研究はそれほど多くない。したがって入手し得た最新のデータを使用し、専門機関のウェブサイトで提供されているデータで補うこととする。また公式統計であるAIC（Australian Institute of Criminology）の「Australian Crime Facts & Figure（各年次版）」における年齢区分でも少年犯罪が多く、25歳以上を一括して公表している。しかしABS（Australian Bureau of Statistics）のPrisoner In Australia（各年次版）では20歳以上が5歳ずつの年齢区分であるなど、データにより年齢区分が異なるため65歳以上に絞れないことをあらかじめ断っておく。日本と対比させるならば、オーストラリアにおける高齢犯罪者の問題はまだ課題提起の段階にとどまって

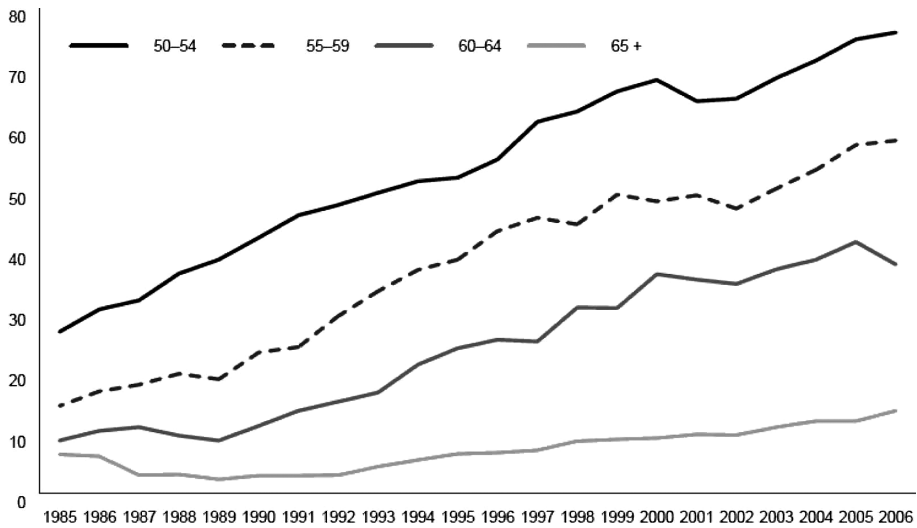


図1 年齢階層別の高齢受刑者の推移
AIC, Crime Facts Info No.149 より

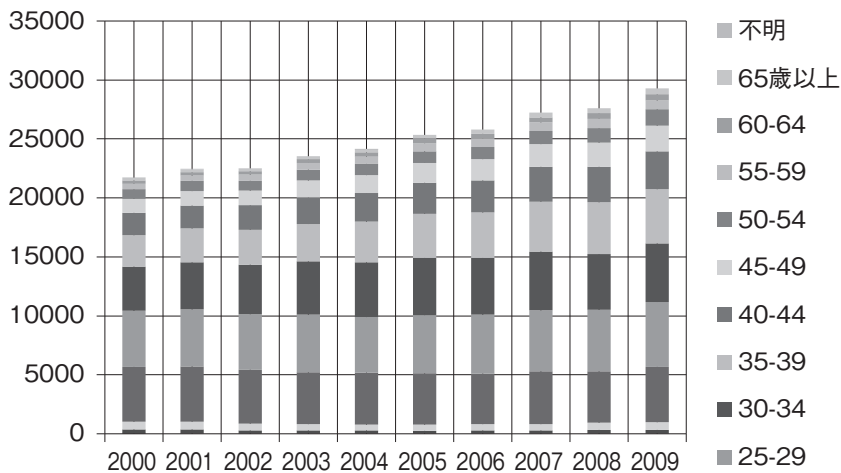


図2 受刑者の年齢階層別構成の推移
Prisoners In Australia, ABS (各年次版) より筆者作成

いるといえるかもしれない。

とはいえオーストラリアにおける犯罪人口も高齢化していく傾向にある。また、日本同様刑務所人口も増加し、高齢受刑者の割合も増えている。とくに60～64歳の伸びが著しく、今後の更なる高齢化が懸念されている（AIC 2007）。

Grantによると、高齢犯罪者が増加してきた要因は、第1に受刑中に高齢化していくこと、第2に再犯により高齢期に入って再び受刑者となること、第3に刑の長期化が刑務所人口の高齢化につながっていることを指摘する。また50歳以上の罪名別犯罪者をみると、1997

年現在で暴行等が 63%, 薬物違反が 15%, 財産犯が 14%, 運転 3%, その他 5% という構成である。暴行等は 50 歳未満が 47.5% であるのに比較しても、暴行犯の多さが目立つ(Grant 1999)。以上をもとに Grant は刑事施設への影響を考察して、今後増加していく高齢犯罪者について定義を明確化し、刑事政策の運営においてかれらの特性に応じた処遇と職員の訓練の必要性を主張する。

(2) 高齢犯罪者の社会復帰と社会保障

統計データでは年齢階層別の罪名別・処分歴が得られないため、Grant の分析にしたがうと、オーストラリアにおける高齢犯罪者の半数以上を占める暴行等での受刑は、殺人・強盗殺人・暴行・暴行致死など凶悪犯罪に属し、最低でも 5 年以上の刑期があると考えられる。またそれ以外の罪名からみると、短期の受刑期間を経て裁判所により社会内処遇(community correction)に移っているとみることができよう。犯罪傾向からみて前者など粗暴犯より薬物違反・財産犯などのほうが、一般的には常習性が高い。とすれば、粗暴犯が刑務所人口の高齢化を押し上げつつ、後者が累犯により犯罪件数の上昇に寄与していると考えられる。

これは、帰住先となる居住や年金などが制度的にも保障されていることとどう関連するだろうか。年金など生活を保障する制度が存在することで、少なくとも生活困窮による犯罪は生じにくい。また帰住先として自宅があることで生活基盤が安定する。これは社会内処遇に移行しても、地域社会との関係が不調である場合を除けば、更生保護や社会福祉など対人援助サービスを通して社会復帰していける。いわば連邦政府による社会保障を通してナショナルミニマム(国民最低限)が維持されることで、社会生活の基盤が保障されているといえる。

他方日本ではどうか。日本では、一定期間刑事施設へ収容されることで選挙権・被選挙権や住民票の抹消につながってしまうため、事実上社会保障を受給する資格を喪失する。これが社会復帰を阻害する要因となっている(菊田 2002)が、旧監獄法の改正以後もこの点は改善が図られていない。住民票のあった市町村が出所後の居住でもなく、住宅そのものも本人の自助努力にゆだねられているのが日本の現状である(早川 1997)。

また日本の年金制度では、老齢基礎年金の受給資格を得るまで合算機関を含め最低 25 年以上の積立が必要である。無拠出の老齢福祉年金もあるが、国民年金制度発足の 1961(昭和 36)年に老齢に達していた 1911(明治 44)年以前に生まれた者が対象であるため、該当しない。また、医療保険・介護保険など各種社会保険制度は、基本的に社会保険料を支払っていれば給付を受ける権利があるが、刑務所にいる場合は保険料が滞納となり資格喪失となっている。

以上から見ると、居住先がなくなること・社会保障を受けられないこと、すなわち資格の剥奪(deprivation of entitlement)が生じることで貧困に陥るという P. Townsend の相対的剥

奪の状況におかれてしまうのが、日本の高齢犯罪者の状況であるといえるだろう (Townsend 1979)。

4. 考察, 小括

(1) 社会保障による影響

オーストラリアにおける社会保障は、少なくとも高齢者による犯罪の抑止や受け皿を保障しているという意味で社会復帰に寄与しているというのが、現時点で筆者のとする結論である。だが暴行等による犯罪で服役する高齢受刑者が多く、かつ刑務所人口の高齢化があることは、犯罪抑止を促す要素の一つにすぎないといえるかもしれない。

高齢犯罪者はその社会における経済的・社会的な諸要素が増加の原因であることは間違いない。とすれば、日本は社会保障制度が充実すれば高齢犯罪者が減少するのであろうか。これは、必ずしもそうとは言い難いだろう。たとえば家族内での殺人はいずれの年齢層であれ家族・親族間での紛争や周囲から孤立する家族であれば生じうる。

次にホームレスとの関連をみておきたい。日本では、刑務所から釈放時に帰住先が得られず満期釈放となる高齢受刑者が半数以上を占めており、不安定就労を経験してきた者も多いためである。

Willis と Makkai は、元受刑者による再犯は 38% にのぼること、検挙された犯罪者の多くが比較的学歴の低い無職の若年男性であること、合法・非合法の薬物使用者がきわめて多いこと、精神障害などをあげ、これらの多くがホームレスと共通すると述べる。そして、元受刑者の社会再統合を進めるうえで、多様な生活支援を 24 時間で行える居住環境の整備、薬物使用に対する健康教育や薬物依存などに対する治療や就業支援およびこれらを含む居住計画の必要性を指摘する (Willis・Makkai 2008)。

元受刑者とホームレスの関連でいえば、Willis と Makkai が素描する対象者像はむしろ若年再犯者に中心があり、日本の再犯者と共通する (法務省法務総合研究所 2007)。しかし日本のホームレスは多くが中高年男性で平均年齢も 57.5 歳であり、2003 (平成 15) 年に行われた実態調査より 15 歳以上高齢化がみられる。

仮に再犯者という点で高齢犯罪者との関連を検討しても、オーストラリアにおけるホームレスと日本とではあまりにも相違が大きい。その意味で、社会的な対策の行き届かないような、周縁化され排除されがちな状況にある人々の諸相として、今少し幅広く実態把握と分析を進める必要があるといえる。

(2) 社会サービスによる補完は高齢犯罪者の社会復帰を向上させるか

オーストラリアの場合、連邦政府による社会保障制度として年金や住宅政策が位置づけら

れている。また、日本で社会福祉サービスにあたる各種サービス提供は地方自治体が実施しており、これは日本も同様である。この点から考察してみたい。

日本では、無年金や不安定な居住環境にある場合の生活保障として生活保護制度や生活福祉資金貸付制度があり、前者は市町村によって運営、後者は社会福祉協議会や民生委員が運営している。また各種社会福祉サービスにおける生活困窮者の認定・介護保険料などは市町村で差がある等、国・都道府県・市町村という行政のレベルによって生活困窮など社会的援護を要する状態への対応が異なるのが実情である。

さらにこの他、元受刑者の社会復帰支援を進める「地域生活定着支援センター」や刑事施設・更生保護施設への社会福祉士の配置が2009（平成21）年度から進んでいるのだが、センターは都道府県単位、矯正・保護関係機関施設は国と、運営のレベルが異なる。いわば木に竹を接ぐ状況であるため、対象者を押し付けあうようなこともみられるのが実情である。

以上から高齢者ケアや支援など社会サービスが補完するありようは、各国の高齢犯罪者ケアを考えていく一つの論点となるだろう。また、高齢者へのケアなりソーシャルサポートの充実という点から比較をしていく余地はあると考えられるが、本論では社会保障との関連に偏りすぎたため、今後社会内処遇との関連から検討を試みていくこととしたい。

参考文献・資料

- ABS (2009) Retirement and retirement intentions, AUSTRALIAN SOCIAL TRENDS 4102.0, 25-29.
 ABS (2009) Household Debt, Australian Social Trends, pp.30-38.
 Australian Council of Social Services (2004) Australia's social security system : international comparisons of welfare payments, ACOSS
 AIC (2007) Crime Facts Info No.149, 29 May, Australian Institute of Criminology
 Flood, Michael (2005) Mapping Loneliness in Australia, The Australia Institute, discussion paper No.76
 Grant, Anna(1999) Elderly Inmates : Issues for Australia, trends & issues, in crime and criminal justice, Australian Institute of Criminology.
 Saunders, P., Hill, T., Bradbury, B. (2007) Poverty in Australia : Analysis and Recent Trends, ACOSS paper, Australian Council of Social Services (website update)
 Townsend, P. (1979) Poverty in the United Kingdom : a survey of household resources and standards of living, Harmondsworth : Penguin Books
 Willis, M., Makkai, T. (2008) Ex-Prisoners and Homelessness : Some Key Issues, Council To Homeless Persons (URL [http : //www.chp.org.au/parity/issues/results.shtml?filename_num=00347](http://www.chp.org.au/parity/issues/results.shtml?filename_num=00347) 2009 年 12 月 11 日取得)
 菊田幸一 (2002) 『日本の刑務所』岩波書店 [新書], 26-39 頁
 厚生労働省 (2008) 『世界の厚生労働 2007』290-293 頁
 城祐一郎 (2009) 「高齢者の犯罪はなぜ増加したのか？」罪と罰, 46(2) : 45-60, 日本刑事政策研究会.
 染田恵 (2006) 『犯罪者の社会内処遇に関する研究』成文堂
 日本犯罪学会 (2008) 『犯罪社会学研究 No.33』現代人文社.
 認知症介護研修・情報センター (2009) 『オーストラリアの認知症ケア動向Ⅳオーストラリアの社会保障制度』
 浜井浩一 (2009) 「高齢犯罪者の増加」老年社会科学, 31(3), 397-412, 日本老年社会学会

- 早川和男（1997）『居住福祉』岩波書店〔新書〕
- 古川隆司（2008 a）「高齢犯罪者の増加と社会福祉の関係，課題」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 No.5, 175-189, 現代人文社.
- 古川隆司（2008 b）「オーストラリアにおける犯罪者の社会内処遇と日本への示唆」，オーストラリア研究紀要第 34 号，75-86, 追手門学院大学オーストラリア研究所.
- 法務省法務総合研究所（2007）『平成 19 年版犯罪白書』
- 法務省法務総合研究所（2008）『平成 20 年版犯罪白書』
- 法務省法務総合研究所（2009）『平成 21 年版犯罪白書』